## ■ 移住支援金受給要件チェックシート ■

# 要件の確認には、右側に記載の書類が必要です。該当する項目がある場合には、必ずご提出ください。

### 【A 移住者に関する要件(全てに☑が入ること)】

	V	内容	要件確認書類
		□① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上(※1)東京23区に在住していた 又は □ ②住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上(※1)東京圏(下記条件不利地域を除く。)の地域に在住し、東京23区への通勤(雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。)をしていた  【条件不利地域】 [東京都] 檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村	②東京 23 区で勤務 していた企業等の就 業証明書(在勤地・ 在勤期間及び雇用保 管の被保険者であっ たことを確認できる 書類)
移住元要件		[埼玉県] 秩父市、飯能市、本庄市、越生町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町、東秩父村、神川町 鉄子市、館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、いすみ市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、栄町、多古町、東庄町、九十九里町、芝山町、横芝光町、白子町、長柄町、長南町、大多喜町、御宿町、鋸南町 [神奈川県] 三浦市、山北町、箱根町、真鶴町、湯河原町、清川村	除票・住民票
		<ul> <li>□ ①住民票を移す直前に、連続して1年以上(※1)東京23区に在住していた</li> <li>▽は</li> <li>□ ②住民票を移す直前に、連続して1年以上(※1)東京圏(上記条件不利地域を除く。)の地域に在住し、東京23区内へ通勤をしていた(ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。)</li> </ul>	①除票・住民票 ②東京 23 区で勤務 していた企業等の就 業証明書(在勤地・ 在勤期間及び雇用保 管の被保険者であっ たことを確認できる 書類)
移住先要件		移住支援金事業の実施市町に転入した	住民票
		5年以上、転入先の市町に継続して居住する意思がある	
		【申請時期要件】転入後1年以内である	住民票
その		暴力団等の反社会的勢力または反社会的勢力と関係を有する者 ではない	

			<ul><li>□ 日本人である</li><li>□ 外国人で、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有する</li></ul>	日本での在留資格を 証明するもの
	<b>心要件</b>		香川県税及び転入先市町の税の滞納がない	納税証明書
	1+		地方就職学生支援金補助金の移転費を受給していないこと	
			過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給 していないこと。	
()	<b>※1</b> )		圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の 区内の企業等へ就職した者については、その通学期間も対象期間と	· · · · -
(E	3 京	ぱ業等	詳に関する要件(①~⑤のいずれか1つの要件にすべて☑	が入ること)】
		V	内容	提出書類
			勤務地が東京圏(条件不利地域を除く)以外の地域である	就業証明書
			「ワクサポかがわ」または他の都道府県のマッチングサイト に、移住支援金の対象として掲載している求人の対象法人であ る	
	① 就 業		3親等以内の親族が代表者、取締役などを務めている法人でない	申請書及び 就業証明書
1	<u></u> 设		【申請時期要件】週20時間以上の無期雇用契約に基づき、就業 している	就業証明書
1	<b>要</b>		求人への応募は、「ワクサポかがわ」に対象求人として掲載さ れた日以降である	就業証明書
			5年以上継続して勤務する意思がある	
			転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規 の雇用である	
	②		□ 香川県プロフェッショナル人材戦略拠点が実施するプロフェッショナル人材事業を利用して就業した者である □ 国が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者である	
る安件	( 界門人材		□ 当該就業開始日の前日時点で満30歳以上の者で、他の法人等における職務経歴に基づき専門人材として認められる者である □ 当該就業開始日の前日時点で高度な専門資格等を有する者で、当該専門資格等に基づき専門人材として認められる者である	
	اد			申請書及び

	1	T	
		【申請時期要件】週20時間以上の無期雇用契約に基づき、就業 している	就業証明書
		5年以上継続して勤務する意思がある	
		転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規 の雇用である	就業証明書
		目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、 離職することが前提でない	就業証明書
		所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した 場合である	就業証明書
		移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行う	申請書及び
3		(週の半分を超えて東京に行く場合は、生活の本拠が移住先にあ	
ᆕ		ることにはならない)	勤労状況報告書
\   \   -		勤務先部署からの通勤手当を受けていない	申請書
テレワーク要件		移住先でテレワークにより勤務する(原則、恒常的に通勤しない)こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施する	就業証明書
		所属先企業等が、国のデジタル田園都市国家構想推進交付金、 その他の国や県の補助金等を活用した取組を行う場合、その取 組の中で当該移住者に所属先企業等からの資金提供がなされて いない	
④ 要 件 人		本市への移住前から市町や地域の人々と関わりを有する者であって、かつ、過去に本市に住所を有していたことがある者。	除票もしくは附票
		本市への移住後に、農林水産業に就業する者又は市内で就業し ている者。	就業証明書
		【申請時期要件】1年以内に起業等スタートアップ支援補助金 (地域課題解決型) の交付決定を受けている	企業等スタートア
<b>⑤</b>			   ップ支援補助金(地
要起 件業			`
			域課題解決型)交付
			決定通知書の写し

## 【C 2人以上世帯の認定要件(世帯向け(最高100万円)は全て<br/> ☑が入ること】

	V	内容	提出書類
世帯要件		申請者を含む世帯の2人以上が同一世帯に属している	住民票(申請者及び 世帯員)
		申請者を含む世帯の2人以上が転出元で同一世帯に属していた	除票(申請者及び世 帯員)
		全ての世帯員が暴力団等の反社会的勢力や反社会的勢力と関係 を有する者でない	
		【申請時期要件】申請者を含む世帯の2人以上が転入後1年以内 である	住民票(申請者及び

	世帯員)

#### 【D 子育て世帯加算の認定要件(18歳未満1人につき100万円)は全て図が入ること】

	Ø	内容	提出書類
加算要件		18歳未満の世帯員は、【C】要件を満たした上で、申請日の属する年度の4月1日時点において18歳未満である	住民票
羅で   		18歳未満の世帯員は、補助対象者の配偶者でない	住民票

#### 参考 移住支援金の返還を要する場合 】

- 移住支援金の申請から5年以内に(香川県or当該市町)から転出した場合
- 移住支援金の申請から1年以内に、就業に関する要件(一般)または就業に関する要件(専門人材)を満たす者が、辞職した場合
- 起業等スタートアップ支援補助金の交付決定を取り消された場合
- 虚偽の申請であることや居住や就業・起業の実態がないこと等が明らかとなった場合

要